

報告事項

I LGBT理解増進法（通称）について

1 法律の概要等

(1) 名称

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

(2) 目的

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、性の多様性に寛容な社会の実現に資すること

(3) 概要

〈国・政府〉

理解増進に関する基本計画の策定、関係省庁連絡会議の開催、学術研究の推進、法律に定める措置の運用に必要な指針の策定（義務）

〈国・地方公共団体の役割〉

国民の理解の増進のため、知識の着実な普及、相談体制整備等に努める。

（努力義務）

〈事業主の努力〉

普及啓発、就業環境の整備、相談機会の確保等により雇用する労働者の理解増進に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する施策に協力するよう努める。

（努力義務）

(4) 施行期日

令和5年6月23日（公布日施行）

2 今後の予定

(1) 国の対応

基本計画及び運用指針の策定

(2) 本県の対応

理解増進に関する施策を検討する庁内ワーキンググループを設置

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）（概要）

目的（1条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に關する国民の理解の増進に關する施策の推進に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって**性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。**

定義（2条）

「性的指向」

恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向

「ジェンダーアイデンティティ」

自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

基本理念（3条）

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に關する施策は、**全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。**

国の役割

国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（4条）

- ・毎年1回、施策の実施の状況を公表（7条）
- ・基本計画の策定（8条）
※おおむね3年ごとに検討・変更
- ・学術研究その他の必要な研究（9条）
- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）
- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議の運営（11条）
- ・指針の策定（12条）

地方公共団体の役割

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、国民の理解の増進に関する施策の策定及び実施の努力（5条）

- ・心身の発達に応じた教育及び学習の振興（10条1項）
- ・知識の着実な普及、相談体制の整備その他の必要な施策（10条1項）

事業主等の役割

労働者や児童等の理解の増進に自ら努める（6条）

- 事業主の役割（10条2項）
 - ・情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備等の必要な措置
- 学校※の設置者の役割（10条3項）
 - ・家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等
※幼稚園及び特別支援学校の幼稚園を除く。
- ・**国又は地方公共団体が実施する国民の理解の増進に関する施策への協力の努力（6条）**

留意事項（12条）

- ・措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意する。

見直し規定

- ・この法律の規定については、施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

報告事項

II 改正DV防止法について

1 改正の主な概要

(1) 保護命令制度の拡充・保護命令違反の厳罰化

- ①被害者が接近禁止命令等の申立てができる被害に、精神的暴力など非身体的暴力を追加
- ②加害者に対する接近禁止命令等の期間を6か月間から1年間に伸長
- ③加害者に対する電話等禁止命令の対象行為に、SNS等の送信、性的羞恥心を害する電磁的記録の送信、位置情報の無承諾取得を追加
- ④加害者に対する退去等命令の期間を6か月とする特例を新設(原則は2か月)
- ⑤保護命令違反の厳罰化(懲役:1年→2年、罰金:100万円→200万円)

(2) 国基本方針・都道府県基本計画の記載事項の拡充

国基本方針及び都道府県基本計画に「被害者の自立支援のための施策」、「国・地方公共団体・民間の団体の連携・協力」を必要的記載事項に追加

(3) 協議会の法定化

関係機関等から構成する協議会の法定化(県は努力義務)

(4) 施行期日

令和6年4月1日

2 県の対応

- ①本県では、精神的暴力の被害者はこれまでも保護対象
- ②追加された必要的記載事項は、「第5次山口県配偶者暴力等対策基本計画」に記載済み

III 刑法改正について

1 法律の概要等

(1) 目的

近年における性犯罪をめぐる状況に鑑み、この種の犯罪に適切に対処するため、刑法及び刑事訴訟法を改正し、所要の法整備を行う。

(2) 概要

- ・強制性交罪と準強制性交罪を統合し「不同意性交罪」に名称変更
- ・「強制」の要件としてこれまでの「暴行や脅迫」のほか、「心身の障害」、「アルコール・薬物を摂取」「恐怖・驚愕」「不意打ち」「経済・社会的関係による影響力」など8項目を例示
- ・性交同意年齢を13歳から16歳へ引き上げ（15歳以下との性交は同意があっても不同意性交罪）
- ・公訴時効を5年延長（不同意性交罪10年→15年）
- ・被害にあった日から18歳まで時効は進行しない
- ・「性的姿態撮影罪」「性的目的面会要求罪」を新設

(3) 施行期日

令和5年7月13日

2 県の対応

本県において、警察への届出をためらう性暴力被害者を支援する「やまぐち性暴力被害者支援システムあさがお」について、令和5年3月に要領を改正し、証拠物保管期間の延長ができるよう対応済

<保管期間>

原則5年（被害者が申し出た場合は5年延長、再延長可）

性犯罪の規定が2023年(令和5年)7月13日から変わります



主なポイント

【1】 強制性交等罪は「不同意性交等罪」になります！

法教育マスコットキャラクターホリス君

「暴行」・「脅迫」・「障害」・「アルコール」・「薬物」・「フリーズ」・「虐待」・「立場による影響力」などが原因となって、

同意しない意思を形成したり、表明したり、全うすることが難しい状態

Noと思うこと

Noと言うこと

Noをつらぬくこと

で、性交等やわいせつな行為をすると、
「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます。

【2】 性交同意年齢が「16歳未満」に引き上げられます！

16歳未満の子どもに対して、性交等やわいせつな行為をすると、「不同意性交等罪」や「不同意わいせつ罪」として処罰されます(※)。

(※)相手が13歳以上16歳未満の場合は、行為者が5歳以上年長のとき。

【3】 わいせつ目的での16歳未満の者への面会要求などは犯罪です！

16歳未満の子どもに対して、次の行為をすると、処罰されます。

- ① わいせつ目的で、うそをついたり金銭を渡すと言うなどして、会うことを要求する
- ② その要求の結果、わいせつ目的で会う
- ③ 性的な画像を撮影して送信することを要求する

【4】 性的な画像の盗撮は「撮影罪」です！

次の行為をすると、「撮影罪」・「提供罪」として処罰されます。

- ① 正当な理由なく、人の性的な部位・下着などをひそかに撮影する
- ② 正当な理由なく、16歳未満の子どもの性的な部位・下着などを撮影する
- ③ ①・②で撮影した画像を人に提供する

【5】 性犯罪の公訴時効期間が延長されました！

時効期間は、被害に遭った時(18歳未満の場合は18歳になった時)から、

- ① 不同意性交等致傷罪など…20年
- ② 不同意性交等罪など…15年
- ③ 不同意わいせつ罪など…12年 になりました。

※時効の延長については6月23日から施行されています。